

利用規則

ホテルの公共性とお客様の安全かつ快適なご宿泊を確保するため、当ホテルをご利用のお客様には、宿泊約款9第条に基づき、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第5条により宿泊契約を解除いたします。

- 1) 客室を許可なく宿泊以外の目的に使用しないでください。
- 2) 客室を許可なく転貸しないでください。
- 3) 客室を事務所、営業所がわりに使用しないでください。
- 4) 火災防止の為、ベッドその他火災の発生しやすい場所および所定の場所以外で喫煙しないでください。
- 5) 客室内で高声、放歌または喧騒な行為等で、他の施設に嫌悪感を与えたり迷惑を及ぼしたりしないでください。
- 6) 館内に次のようなものを持ち込まないでください。
 - (イ)動物、鳥類
 - (ロ)悪臭を発するもの
 - (ハ)著しく多量の物品
 - (ニ)火薬や揮発油など、発火または引火しやすいもの
 - (ホ)適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類または薬物等の物品
 - (ヘ)その他、他のお客様の安全性または快適性を損なう可能性があるものとホテルが認めたもの
- 7) 館内で賭博等の公序良俗に反するような行為をしないでください。
- 8) 宿泊者以外の第三者を客室内に招かないでください。
- 9) 客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てないでください。
- 10) 客室内の諸物品をホテルの外へ持ち出したり、ほかの場所に移動しないでください。
- 11) 建築物や客室内の諸設備に物を取り付けたり、他の場所に移動しないでください。
- 12) 施設外観を損なうような品物を窓等に掲示しないでください。
- 13) 客室内で他のお客様に対して広告物の配布、物品の販売、寄付や署名の募集等の行為を行わないでください。
- 14) 廊下や他の施設等に靴やその他の所持品を放置しないでください。
- 15) ご宿泊日数を変更される場合は、予めご連絡ください。
- 16) ご宿泊日数を延長される場合は、延長にかかる宿泊料金を、宿泊延長の申込時にお支払いください。
- 17) 泥酔者はお風呂およびサウナのご利用をお断りいたします。
- 18) 貴重品や高価な物品は、客室内に放置せずに、必ず身につけてお出かけください。
- 19) 次に掲げる組織、個人については、当ホテル内諸施設のご利用をお断りいたします。
 - (イ)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める指定暴力団および指定暴力団連合またはその構成員、関係者、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)

- (ロ)反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
- (ハ)暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的不当要求またはこれに類する行為を行ったと認められる場合
- (ニ)心神耗弱、薬物等による自己喪失等によりご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者
- (ヘ)ホテル利用規則の違反について、当ホテルより注意を受けたにもかかわらず直ちにその行為を止めなかった者

別表第1 宿泊料金等の内訳

内訳		
宿泊者が 払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料(室料)
	追加料金	- 出張料理サービス利用時 - レンタカーサービス利用時 - パーティプラン利用時
	税金	消費税

別表第2 キャンセルポリシー

内訳					
キャンセル料	無断キャンセル	当日	14～1日まで	29～15日まで	30日まで
	100%	100%	80%	30%	0%

- 台風などの自然災害等、ご宿泊のお客さまの責めに帰さない理由による事由により交通機関が停止し、当館へ来館できなかった場合等を除き、宿泊予約後のキャンセルについては上記のとおり、基本宿泊料に応じてキャンセル料金を徴収いたします。
- 表中の％は、宿泊契約成立時に確定した宿泊料金に対する比率を示します。
違約金額は、宿泊契約が解除された客室に対応する宿泊料金総額に、解除された日時に
応じて決定される上記表記載の比率を乗じた金額となります。

宿泊約款

第1条（本約款の適用範囲）

当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊引受の拒絶）

当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受をお断りすることがあります。

1. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
2. 満室(員)により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。◎薬物中毒と認められる方
4. 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員・企業、団体又はその関係者その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」と言う）場合
5. 宿泊しようとする者が、他の施設利用者・従業員に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
6. 宿泊しようとする者が、皮膚病・伝染病者であると明らかに認められるとき。
7. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
8. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
9. 宿泊しようとする者が、前回の宿泊で他のお客様に迷惑になる行為をされた方（大声で騒ぐ・備品の持ち帰りなど）
10. その他の条例・規定に該当するとき。

第3条（氏名等の告知）

当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊も申し込みをお引き受けした場合には期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して、次の事項の告知を求めることがあります。

1. 宿泊者の住所、氏名、年齢、電話番号、国籍
2. 宿泊日、到着予定時刻

3. 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で、新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
4. その他、当ホテルが必要と認めた事項

第4条（予約の解除）

1. 宿泊予約客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 宿泊予約客が当館に宿泊予約のキャンセルを申し出た時点で、キャンセル料の計算を致します。（別表第2キャンセルポリシー参照）
3. 期日までにキャンセル料の振り込みが無い場合は、第三者機関に相談致します。
4. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理する事があります。

第5条（当館の契約解除権）

当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
2. 宿泊客が次のaからcに該当すると認められるとき。
 - a. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - b. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - c. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
3. 宿泊客が他の宿泊客・従業員に迷惑を及ぼす言動や行動をしたとき。
4. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
5. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
6. 館内や客室等、当施設敷地内における喫煙（電子たばこ等含む）、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
7. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

第6条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊日当日フロントにおいて次の事項を登録してください。

1. 第3条第1号の事項
2. 出発日及び時刻
3. 外国人にあたっては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日、前泊滞在場所

4. その他当ホテルが必要と認めた事項

第7条（チェックアウトタイム）

宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、チェックイン当日の午後3時から翌朝11時までとします。但し連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

1. 当館は、チェックアウトの延長は出来ません。11時のチェックアウト時間を過ぎますと追加料金が発生します。（※追加料金はクレジットカードにてお支払ください）
2. 超過15分につき宿泊人数×1,000円を頂戴いたします。なお超過は12時までしか出来ません。

第8条（料金の支払い）

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、ご予約の際又は当館が請求した際に行っていただきます。

当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第9条（利用規則の遵守）

1. 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。
2. 利用規則に従っていただけない場合は、宿泊のキャンセルもしくは罰金を頂戴いたします。

第10条（宿泊継続の拒絶）

当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

1. 第2条に該当することとなったとき。
2. 前条の利用規則に従わないとき。

第11条（宿泊客の責任）

当ホテルは、火災又は喧嘩等により宿泊者に損害が生じたときにおいても、その損害が当ホテルの責に帰すべき理由により生じたものでないときには、責任を負いません。

- 当館が定める喫煙所以外で喫煙された場合、そのスペースにおいて消臭クリーニングの代金＋その間使用出来なかった部屋の代金を請求いたします。
※客室内での喫煙及び吸い殻の持ち込みが確認された場合、客室クリーニング代及び客室販売売止めに伴う補償を以下の通りご請求いたします。

【特別清掃クリーニング代】 1室につき3万円(税込)

【客室内喫煙による客室売止め費用】 客室売止め日数に応じて異なります。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

- 宿泊客がチェックアウト後に備品・設備の持ち帰りや移動、設備の使用不可能などの事が判明した場合は、代金の請求を致します。
- サウナ・客室風呂を著しく汚した場合は、使用不可能期間分の罰金を頂戴いたします。

宿泊客の責任により当ホテルの設備および備品に損害が生じた場合は、実費相当の金額をご請求させていただきます。

特別清掃代 一例

室内での喫煙	30,000円
設備品破損	物品価格
浴室での染髪や泥砂汚れ	5,000円
ガラスや小物の破損	物品価格
ロウリュサウナの推奨外の液体使用による著しい汚れ／匂い残り	30,000円
その他 営業停止および休止が必要な損害	22,000円～ (日数と状況により)

第12条（客室の清掃）

1. 宿泊客が4泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は、原則として4日に1回行わせていただきます。
2. 前項の客室清掃について、宿泊者はこれを拒否できないものとします。

第13条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客が、当館内にお持込みになった現金並びに貴重品は必ずお客様で客室内の金庫に入れ保管して下さい。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した時は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。（お送りする場合は着払いにてお送り致します。）
但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後処分致します。

第14条（約款の改定）

この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。

この約款が改定された場合、当ホテルは、改定後の約款の内容及び効力発生日を当ホテルのホームページに提出するものとします。